

佐賀県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月二日から平成二十四年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		
	区 間	変更前 の別 幅員 延長	
県道 切木唐津線	唐津市佐志中通三一九三番地 先から 唐津市佐志浜町四二二八番一 地先まで	後 四〇・八 八・六	延 長 二九三・二 メートル
	唐津市佐志中通三一九三番地 先から 唐津市佐志浜町四二二八番一 地先まで	前 三八・七 六・三	二七八・七 メートル